

厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定方針

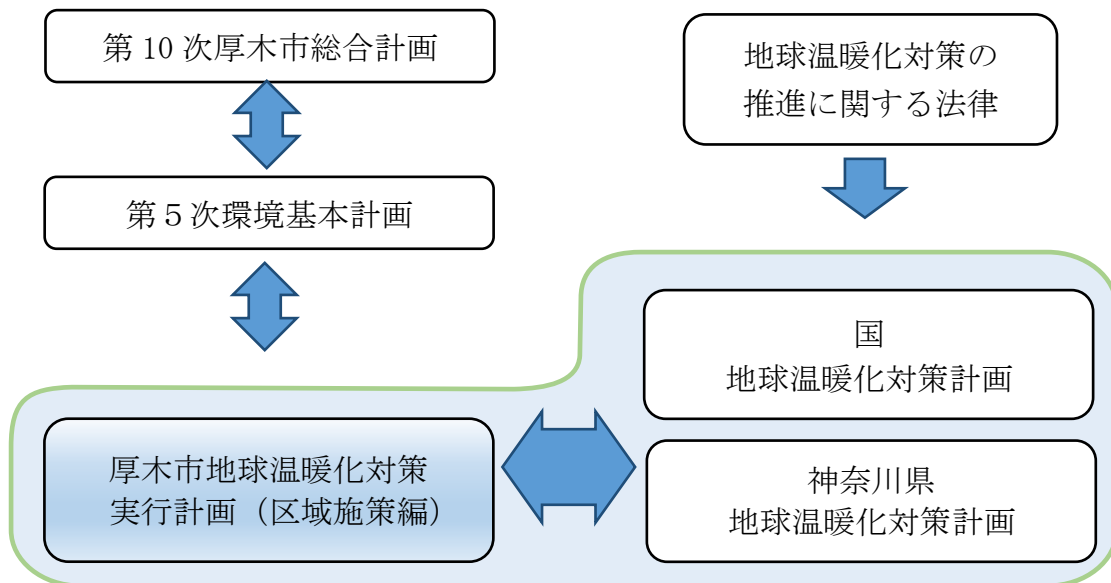
1 方針策定の趣旨

厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、現計画の取組の目標年次が令和2年度（2020年度）であることから、令和3年度（2021年度）を始期とする新たな施策を含めた厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）への改定に当たり、基本的な方針を策定するものです。

2 計画の位置付け

次期計画は、現計画と同様に、平成20年（2008年）6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県並びに指定都市、中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられた「地域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画」、すなわち地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）に相当するものです。次期計画においてもこの位置付けを引き継ぐとともに、第10次総合計画の環境分野の個別計画である厚木市環境基本計画を支える計画の一つとします。

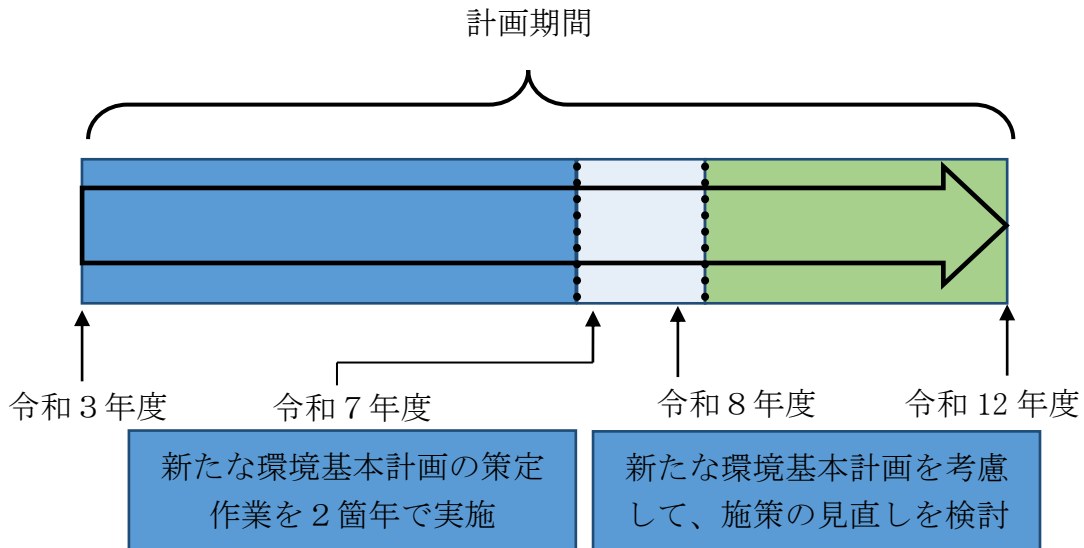
【イメージ図】



3 計画期間

現計画における温室効果ガスの排出量削減の中期目標の達成年度である令和12年度（2030年度）までを計画期間としますが、厚木市環境基本計画を支える計画という性質から、次期厚木市環境基本計画^{※1}の終期である、令和8年度（2026年度）を目途に施策の見直しについて検討を行います。

【計画期間イメージ図】



4 地球温暖化を取り巻く状況

次期計画は、次のような状況を踏まえ改定する必要があります。

(1) 国際的な動向

国際目標であるSDGsにエネルギーや気候変動に関する目標が掲げられており、地球温暖化対策は、国際社会全体で取り組むべき最も重要な課題の一つとして認識されています。

また、令和元年（2019年）にマドリッド（スペイン）で開催されたCOP25（第25回気候変動枠組条約締約国会議）では、これまでにないほど若者世代から地球温暖化対策の強化を求める声が上がりました。

このような状況もあり、日本の石炭政策に対して批判が集まりました。今や地球温暖化対策の遅れは、国際社会において大きな非難を受けかねないほど重要な政策課題になっています。

(2) 国、県の動向

平成27年（2015年）にパリ（フランス）で開催されたCOP21（第21回気候変動枠組条約締約国会議）では、気候変動に関する令和2年（2020年）以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、これを受けて国や県は温室効果ガスの新たな削減目標を定めました。国は、平成25年度（2013年度）を基準として令和12年度（2030年度）までに26%削減することとし

^{※1}第5次環境基本計画は、第10次総合計画の環境分野の個別計画と位置付け、2020年度に策定を行う予定であり、策定方針の中で終期を令和8年度（2026年度）としています。

ており、神奈川県は、27%削減する目標としています。本市は、県と同じ27%削減を目標としています。

(3) 自治体の動向

東京都や神奈川県を始めとして、令和32年（2050年）に二酸化炭素排出を実質ゼロ^{※2}にする表明を行う自治体が増え、令和2年（2020年）2月時点で74自治体が表明を行っています。これは、人口ベースで日本の44.3%に当たる規模となっています。

(4) 企業の動向

近年、SDGsの推進やESG投資^{※3}の増加を背景として、大手企業を中心に積極的に地球温暖化対策が進められています。

具体例として、事業活動で用いる電力を、100%再生可能エネルギー由来の電力にすることを目指す企業が参加する国際的イニシアチブであるRE100への参加企業の増加等が挙げられます。RE100は、平成29年（2017年）に日本企業として初めて株式会社リコーが加盟したことを皮切りに、加盟企業は増加し、令和2年（2020年）2月時点で日本企業は31社が加盟しています。

(5) 気候変動に対する動向

温暖化が進むことにより、平均気温の上昇、真夏日の増加、降雨の増大、台風の大型化、日本列島への停滞の長期化などが起こり、今後は、これまで以上に様々な課題に対応する必要があります。

国においては、気候変動適応法を平成30年（2018年）12月に施行し、気候変動適応計画を策定しており、地方公共団体においては、当該法律に基づき、計画の策定が求められています。

※2 CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

※3 ESG投資とは、企業の環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことで、投資家が財務情報だけで評価する時代ではなくっており、企業も対応を求められています。

5 本市の状況

(1) 温室効果ガスの排出量^{※4}

排出量単位：千 t-CO₂ 比率：%

部門等	厚木市 基準年度 平成 25 年度 (2013年度)		厚木市 確報値 平成 27年度 (2015年度)		厚木市 速報値 平成 28年度 (2016年度)		神奈川県 平成 28年度 (2016年度)	
	排出量	比率	排出量	比率	排出量	比率	排出量	比率
	エネルギー起源							
産業部門	559.0	32.2	514.4	30.0	372.9	27.7	26,981	40.2
家庭部門	357.6	20.6	384.1	22.4	332.5	24.7	12,393	18.5
業務部門	444.5	25.6	435.6	25.4	394.4	29.3	16,053	23.9
運輸部門	340.3	19.6	346.4	20.2	212.7	15.8	10,358	15.5
廃棄物部門	34.7	2.0	34.3	2.0	33.7	2.5	1,245	1.9
合計	1,736.1	100	1,714.8	100	1,346.2	100	67,030	100

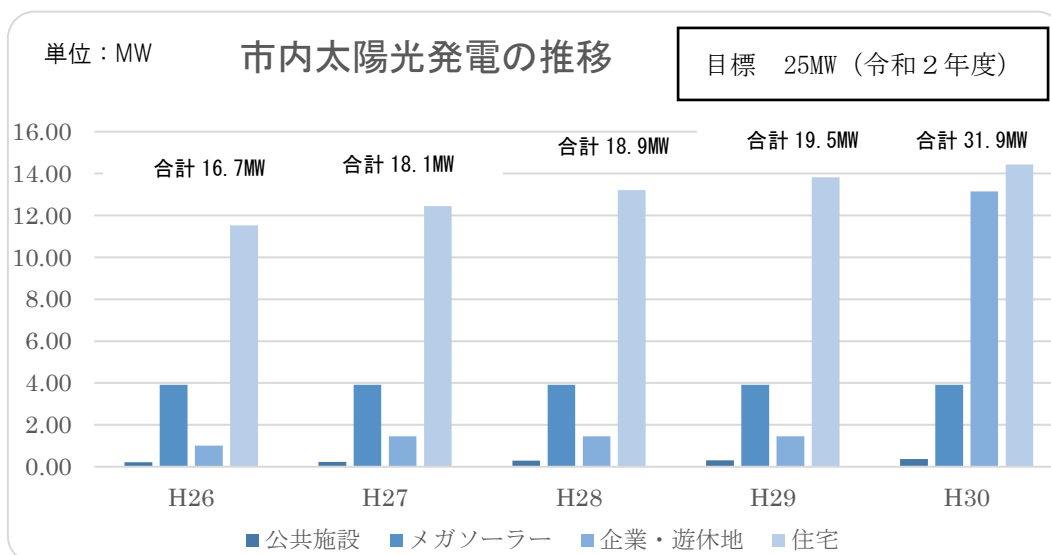
基準年度の平成25年度（2013年度）と平成28年度（2016年度）の総排出量を比較すると、22%以上減少しています。

この排出量を県のデータと比較すると、産業部門の割合が低く、家庭部門と業務部門の割合が高くなっていることが特徴です。

(2) 太陽光発電の普及状況

温室効果ガスの大部分がCO₂であり、そのうち9割以上がエネルギー起源となっています。

そのため、温暖化対策の中でも特に直接的な効果が期待できるのが、再生可能エネルギーの普及であり、本市では住宅用太陽光発電に対し、補助を行うなど重点的に取り組んでおり、順調に普及が進んでいます。



※H30に「企業・遊休地」が急増しているのは、固定価格買取制度による事業認定を受けた設備データが公開され、設置の事実を把握することができるようになったため。

^{※4}厚木市温室効果ガス排出量推計値（速報値）と2016年度神奈川県内の温室効果ガス排出量推計結果を基に比較し易くするために再構成したもの。

(3) 市民の意識

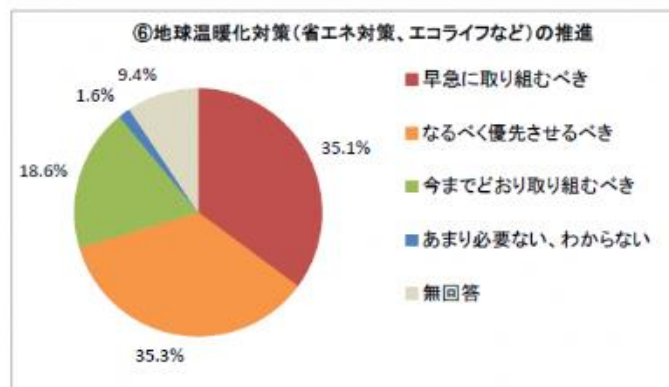
環境に関する市民アンケートにおいて、地球温暖化対策のほか、生物多様性、緑化、ごみ対策など13の課題に対する意識を答える設問で、「早急に取り組むべき」の回答を選択したのは平均で28%でしたが、地球温暖化対策については、35.1%にのぼり、特に対応が求められていることが分かります。

なお、最も「早急に取り組むべき」の回答割合が高かったのは、42.1%の気候変動の影響（自然災害、熱中症など）への適応で、地球温暖化対策に密接に関係する課題であり、両輪で進めていくことが求められていると考えられます。

⑥地球温暖化対策（省エネ対策、エコライフなど）の推進

選択肢	回答数	
早急に取り組むべき	202	35.1%
なるべく優先させるべき	203	35.3%
今までどおり取り組むべき	107	18.6%
あまり必要ない、わからない	9	1.6%
無効値	0	0.0%
無回答	54	9.4%
合計	575	100.0%

単一回答



※2019年12月実施厚木市環境に関するアンケート単純集計速報から

6 計画改定に当たっての考え方

市民、事業者、民間団体、行政が温室効果ガスの排出抑制に努め、それぞれが実施主体であるという意識を持って、連携、協力し、積極的に行動することを目指すとともに、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、SDGsに掲げる開発目標の達成に向け、次のとおり課題を整理し、改定の基本的な方針を示します。

(1) 温室効果ガス削減の取組

現状、市内の温室効果ガスは若干の減少傾向にあると推計していますが、目標達成のためには、大きな変化が必要であり、市民の地球温暖化対策の必要性の高まりからも、取組の充実を図る必要があります。

そのため、本市におけるCO₂の排出は、約98%がエネルギーの使用に係るものであることに着目し、これまで以上にエネルギーに係る施策を充実させることで直接的な効果を図ります。

具体的には、売電価格の低減により、太陽光発電の普及が減速していることから、設置に係る価格が低下していることの周知や売電によらない自家消費のメリットを伝える広報活動に力を入れ、住宅用蓄電池システム等の導入補助をするなど、更なる再生可能エネルギーの普及を推進すること

や、COOL CHOICE^{※5}をキーワードとし、国と連携した省エネ推進策などに取り組みます。

(2) 気候変動への対応

気候変動適応法において地方公共団体が適応計画を策定することが求められています。なお、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画など気候変動に関連する計画を適応計画として位置付けることを可能としているため、気候変動適応の施策について検討する必要があります。

そのため、国が設置する気候変動に関する情報発信機関であるA-PLATと連携し、本市における将来の気候変動の影響を分析し、必要な適応策を位置付けていきます。

具体的には、多くの河川が流れる本市においては台風災害による河川の氾濫対策や山間部の土砂災害への対策のほか、中心市街地におけるヒートアイランド現象に伴う熱中症対策が特に重要になると考えられます。

また、環境の課題の中でも特段、市民の意識が高い課題であることは、昨今の台風被害の深刻化が影響していると考えられるため、災害対策を重点に、施策の検討に当たります。

(3) あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画の在り方

あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画は、東日本大震災による原発事故以降、電力の安定供給における再生可能エネルギーへの期待が高まっていることを受け、厚木市再生可能エネルギー検討委員会の提言を基に再生可能エネルギーの推進を目的に策定したものです。当該計画は、創エネ^{※6}、省エネ^{※7}、蓄エネ^{※8}推進に特化した計画として、運用していますが、令和2年度（2020年度）で計画年度が終了するため、在り方について検討する必要があります。これまでの取組では、創エネの目標である市内に25MWの太陽光パネルを設置することについて、既に達成しているほか、蓄電池の普及増加など蓄エネの需要も高まっており、市民のエネルギーに対する意識の充実が図られていると考えられます。

そのため、(1) 温室効果ガス削減の取組で示したとおり、エネルギーに係る施策を本計画で充実させることを考慮し、あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画については、本計画に包含させることとします。

(4) 多様な主体との協働

地球温暖化対策は、行政だけが行動しても目的を達成できるものではありません。市民、事業者、団体、国、県、他自治体などと足並みをそろえて取り組む必要があるため、これまで以上に連携を深めるための施策につ

※5 COOL CHOICE（クールチョイス）とは、地球温暖化防止に資する賢い選択をする国民運動のこと。

※6 創エネとは、太陽光発電などにより積極的にエネルギーを作り出すこと。

※7 省エネとは、高効率機器の導入などによりエネルギーを効率的に使うこと。

※8 蓄エネとは、蓄電池で電気を貯めておくなどし、必要なときにエネルギーを使用できるようにすること。

いて検討する必要があります。

そのため、国や県の取組をいち早く捉え、有益な情報を市民や事業者に届けるといった、基礎自治体としての市民や事業者との距離の近さをいかした広報活動や国・県の取組を効果的に進めていきます。

具体的には、令和元年度から神奈川県が始めた太陽光発電の共同購入事業などは、住民個人への情報伝達を本市が補うことで、ウィンウィンの成果を得ることができることから、このような連携を拡大させていきます。

また、地球温暖化対策は長期的な取組であるため、将来の協働のパートナーを育むために未来を担う人材に対する環境教育の充実を図ります。

具体的には、本市はエコスクールの推進など学校教育の現場における環境教育に早くから取り組んでいることから、学校との連携をいかした環境学習講座の実施など更に充実させます。

(5) 対策の推進

地球温暖化対策は、その温室効果ガス削減効果がどれほどの価値があるかを評価することが困難であり、適正な投資額の判断が難しいという側面があります。

そのため、コベネフィット^{※9}を意識した取組の推進を検討します。

具体的には、太陽光パネルの設置が、地球温暖化防止に資するだけでなく、停電時の非常用電源の役割を果たすように、温暖化対策が、地域経済の活性化、観光、定住促進といった他の行政目的の達成にも寄与し、相乗効果を上げることについて理解促進に努め、計画に位置付けます。

なお、既存の温暖化対策であっても、他の側面からのメリットを積極的に発掘し、周知することで納得度の高い取組を充実させていきます。

※9 コベネフィットとは、一つの活動がさまざまな利益につながっていくこと。

【主な改定の概要】

変更が必要な主な項目	経過	改定内容
(1) 温室効果ガス削減の取組	市民の地球温暖化対策の必要性の高まりからも、取組の充実を図る必要がある。	エネルギー施策に注力して強化する。
(2) 気候変動への対応	気候変動適応法の施行など、気候変動への対応が求められている。	新たに気候変動への適応を計画に位置付けて取り組む。
(3) あつぎ元気地域エネルギー構想実行計画の在り方	取組は順調であり、再エネに関する意識の充実が図られている。	エネルギーに特化した計画を廃止し、本計画に包含する。
(4) 多様な主体との協働	温暖化対策は、行政だけでなく皆で取り組む必要がある。	これまで以上に、連携を強化する。
(5) 対策の推進	温暖化対策の効果の価値を評価することが難しい。	コベネフィットを意識した取組の推進を検討する。

7 目標年次及び削減目標

現計画では、平成25年度（2013年度）を基準として令和12年度（2030年度）までに27%の温室効果ガスを削減するという目標のほか、令和32年（2050年）までに80%の温室効果ガスを削減するという国同様の長期目標を定めています。

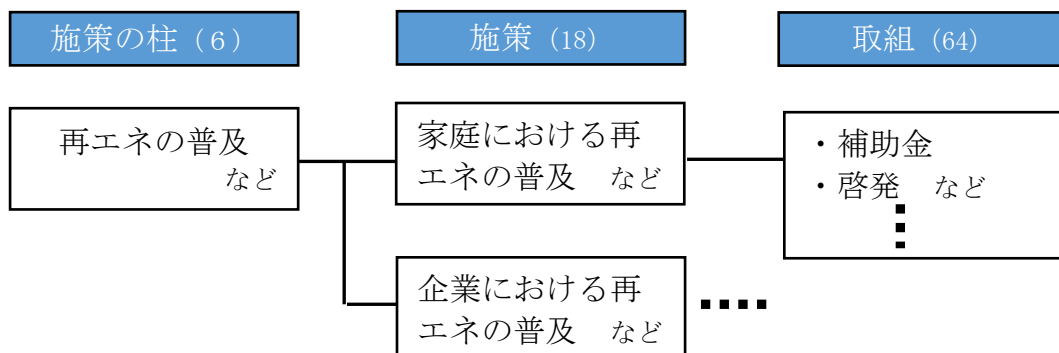
この目標は、平成28年度（2016年度）の改定時に新たに定めたものであり、現在も国の目標に変更はないため、継続することが望ましいと考えますが、脱炭素の機運等、動向を踏まえて検討する必要があります。

項目	目標年次	基準年度	削減目標
中期	令和12年度 (2030年度)	平成25年度 (2013年度)	▲27%
長期	令和32年 (2050年)	-	▲80%

8 計画の体系

体系は、温室効果ガス削減目標を達成するため、施策の柱、施策、取組の三層で構成します。

【体系のイメージ】



9 市民参加

計画の改定に当たっては、検討の段階に応じ様々な市民参加の手法を用い、市民を始めとした多様な主体に意見等を求めて、計画づくりを行います。

(1) 立案・作業レベル

ア 環境関連団体等との意見交換会

対象：環境市民の会、地球温暖化防止推進員等

イ ワークショップの開催

対象：市内大学生を中心とした若年層

(2) 審議レベル

計画案に対する意見の聴取を行います。

ア 意見交換会の開催

イ パブリックコメントの実施

10 改定体制

(1) 厚木市環境審議会

公募による市民、学識経験者、住民自治組織の代表及び関係行政機関の職員により構成された附属機関である厚木市環境審議会に、計画の改定について諮問します。

(2) 厚木市地球温暖化対策実行計画推進庁内会議

関係課等長で構成する庁内会議である厚木市地球温暖化対策実行計画推進庁内会議において、庁内調整を図るとともに、計画の改定に必要な事項の検討を行います。

11 改定スケジュール

計画改定の主なスケジュールは、次のとおりとします。

令和2年6月 次期計画骨子案策定

令和2年6月 環境審議会諮問

令和2年6月 ワークショップ開催

令和2年8月 意見交換会開催

令和2年9月 次期計画素案策定

令和2年10月 環境審議会答申

令和2年12月 パブリックコメントの実施

令和3年2月 次期計画策定

令和3年4月 次期計画スタート

※ 環境審議会は、諮問から答申までの間、複数回会議を開催する。